

特集

近時の刑事弁護の 実情と課題

「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（裁判員法）」が2009年5月21日に施行され、裁判員裁判が開始してから6年が経過した。また、本年3月には、いわゆる取調べ可視化や司法取引について定める刑事訴訟法改正案が国会に提出された。このように、近年の刑事裁判をめぐる状況は大きく変化しており、それに対応する適切な刑事弁護活動を行うための知識や技術の習得が急務である。

そこで、今月号の特集では、まず、現刑事弁護教官である小林剛会員に、「近時の刑事弁護実務」について、接見時の対応、取調べ可視化の状況やそれに対する対応、被疑者の社会復帰支援の在り方など、捜査弁護を中心にご自身の経験を踏まえた実践的な対策をお書きいただいた。次に、裁判員裁判に造詣の深い中野大仁会員に、「裁判員裁判における刑事

弁護の実情と課題」について、従来型の裁判官裁判とは異なる裁判員裁判の注意点を指摘してもらい、また、裁判員裁判の実施が裁判官裁判にも変化をもたらしている現状についてご説明してもらった上で、当会裁判員センターが裁判員裁判に対応するための知識や技術を当会会員に身につけさせるために行っているプログラム等について解説していただいた。最後に、当会業務支援室嘱託である伊勢谷早紀会員に、当番弁護・国選弁護活動に関して特に若手会員が注意すべき基本的事項について、勾留決定前から第一審および上訴審の弁護活動に至るまで網羅的に解説していただいた。

若手弁護士のみならず、中堅やベテランの弁護士においても、今一度、近時の刑事弁護実務の現状等について確認していただき、刑事弁護の研鑽にお役立ていただければ幸いです。

近時の刑事弁護実務について捜査弁護を中心に



小林 剛 (51期)
●Tsuyoshi Kobayashi
当会会員
〈略歴〉
平成19年5月～平成24年3月
当会裁判員裁判実施推進センター
(現裁判員センター)等担当嘱託
平成24年度
同センター委員長
平成25年度
当会副会長

1 はじめに

近時、裁判員裁判の影響を受けて、裁判官裁判の公判審理にも変化が生まれつつありますが、被疑者弁護があたり前になっている時代、捜査弁護に関して、若手の弁護士にも知っていただきたい点を紹介したいと思います。

2 接見と取調べ対応

1 接見

接見は、被疑者からたくさんの情報を得られる場です。外での情報収集も必要ですが、出発点になるのは被疑者本人の話です。また、被疑者は捜査機関の取調べにさらされ、不安を感じているはずですが、違法・不当な取調べが行われている場合には抗議する必要もあります。

接見では、よく話を聞いて、たくさんの情報を得たいですが、そうすると、接見に要する回数は多くなり、時間も長くなってしまいます。

現状では、警察署の留置施設に接見室が1つしかないところも存在します。時間帯によっては長時間、接見室が空くのを待つこともあ

ります。もちろん必要な接見を尽くすことが重要ですが、弁護士同士の工夫が必要な場合もあります。

東京三弁護士会では、接見中の弁護人が1時間ほど経ったときに待っている弁護人がいないかどうかを自ら確認するとか、次に待っている弁護士が接見室のドアをたたいて知らせ調整するといった接見室利用のマナーを1つの工夫例として紹介しています。焦る必要は全くありませんが、接見中に外からノックされることがあることも心得ておく必要があるでしょう。

2 取調べ可視化の状況

接見では、弁護人という立場から、被疑者に取調べのアドバイスをする必要があります。

今、取調べの可視化という問題は避けて通れません。裁判員裁判のような重大事件を担当しない限り、取調べの録画なんて関係ない、という時代は終わっています。

私も、今年に入って被疑者国選で詐欺事件を担当したところ、初回の接見で被疑者本人から検察官の取調べが録画されていたと聞きました。要通訳事件で否認事件ではありましたが、録画対象がだいぶ拡大しているのだなと感じました。

刑事訴訟法の改正により制度化される可視化のスタートはまだ先のことですが、検察官の取調べに関しては、平成26年10月以降、これまで試行として行われてきた録画対象が大きく広がりました。これは平成26年6月16日出された最高検次長検事名義の依命通知に基づいて行われています（日弁連HPの会員専用ページにも掲載されています）。

大雑把に言えば、以前は試行として録画が行われていた事件（裁判員裁判対象事件、知的障害があってコミュニケーション能力に問題があるとか、責任能力に問題がある被疑者の事件、検察官の独自捜査事件といった類型の事件）が本格実施に格上げされ、新たに試行対象が加わりました。新たな試行対象としては、公判請求が見込まれる身体拘束された事件で被

疑者供述が立証上重要である場合など被疑者の取調べが録画される可能性があるほか、参考人や被害者の取調べについても立証の中核になる場合などは録画される可能性があります。

さらに、録画の使われ方も拡がる可能性があります。これまでは取調べの任意性・信用性の立証のために使うことが基本とされていましたが、今後は事実認定の証拠として（実質証拠として）刑事訴訟法322条1項に基づいて証拠請求される可能性が出てきます。

このような現状では、否認事件にあたった場合、供述調書の危険性だけをアドバイスするのでは不十分です。供述調書は作成されていなくても供述場面が録画という形で証拠化されて、さらには実質証拠として証拠請求される可能性があることも念頭において取調べのアドバイスをする必要があります。

他方、警察での取調べの録画は、検察庁とは別の試行指針に基づいて行われています。平成24年4月以降、裁判員裁判になるような事件や知的障害がありコミュニケーション能力に問題がある事件について取調べの全部または一部が録画される可能性があります。今のところは、取調べが録画される事件は限られています。今後、どのように対象が拡大されていくのかは分かりません。

3 可視化への対応

このような録画の運用が行われている中で、取調べの可視化にどう対応すればよいのでしょうか。

一律の対応があるわけではなく、事件の個性に応じたアドバイスをすることが必要です。

日弁連HPの会員専用ページに、「取調べ対応・弁護実践マニュアル」がアップされています。平成26年10月に作られたもので、取調べの適正化など警察庁・検察庁からこれまで出されている通達といった資料もまとめられていますので、一読いただくとよいと思います。

先に挙げた詐欺の被疑者国選の事件では、私が弁護人についてからは、黙秘という選択をとりました。参考になるかどうか分かりま

せんが、そこで考えた点を書いてみます。

私が被疑者国選弁護人に選任された時には検察官の取調べが録画に残っている状況でした。被疑者（外国人）は否認していましたので、不起訴処分を目指すことにしましたが、共犯者供述があることがうかがわれました。一定の範囲で被疑者の言い分を出すことも考えましたが、適切な言葉を吟味しながら供述できるのかといった不安もあり、客観的な証拠がどの範囲で存在しているのかもはっきりしませんでしたので、供述させる範囲を明確に指示することも難しく、取調室で勢いあまって全て供述するということにもなりかねないように感じました。私が弁護人に選任される前に検事調べでの供述が録画されていることもあり、実質証拠として利用される可能性も考えると、まずはこれ以上の情報は出さない（黙秘）という選択がよいであろうと考えました。

ただ、取調室でどのような事態になるかわかりませんし、将来、共犯者供述の信用性を争うことも想定できたので、検察庁には先の試行対象を前提にして、共犯者を含めて取調べの全面可視化の申し入れをし、また、警察の取調べは録画されていませんでしたが、全面可視化の申し入れをしつつも取調べメモを全て保管することを申し入れました。また、特に警察では厳しい追及がなされていたので、取調べの適正化に関するルールを活用して、これに抵触する取調べに抗議するとともに苦情申出をして、取調べを牽制するという方針をとりました。

もちろん同時に、被疑者ノート差し入れて本人に日々記録をしてもらいました。日弁連で作成している外国人用の被疑者ノートをHPから印刷して利用しましたが、被疑者本人も書き込みやすそうでしたので、非常に役に立ちました。

その後の捜査の進展状況を見ながら方針変更も考えていましたが、結局、黙秘の選択を変える状況の変化はなく、最後まで黙秘という選択を維持して、処分保留で釈放という結果になりました。

4 その他

さて、被疑者に黙秘や署名拒否をさせると、前に別の被疑者からも同じような話を聞いたな、と思うことがあります。依然として、こういった「説得」が取調官の常套文句なんだろう、と思えるものをいくつか紹介します。

まずは、「君が話さないと、共犯者の話だけで判断されるぞ。」と言われたという話を聞きます。黙秘する被疑者に供述させるために本人の不安をあおろうとしているのですが、共犯者の供述が固ければ、被疑者の供述がなくてもそれで立証すれば十分なのでは、と思ってしまう。

また、被疑者に対するアドバイスとして、厳しい追及に耐えられなくなったら、「弁護士と接見したい」と申し出て、自分だけで判断しないように、と指示することもよくあります。そして、被疑者が「弁護士と相談したい。」と申し出ると、「事実を知っているのは君だろう。なぜ弁護士と相談する必要があるんだ。」と言われたという話も聞きます。弁護人の援助を受ける権利があるのに、取調官はよほど困っているのだな、と思ってしまう。

さらに、警察では供述調書に署名拒否させるという方法がなお有効だと思いますが、取調官が「俺の文章が気に入らないなら、お前が自分の言葉で書いてくれ。」と被疑者本人に文章を書かせようとすることもあります。密室の取調室で的確な文章を書けるだけの心理的な余裕があるのだろうかと思ってしまう。

このような「説得」の可能性を先回りして被疑者に説明しながら元気づけると、被疑者にとって弁護人のアドバイスが使える武器になるでしょう。

3 身体拘束からの解放

捜査段階では身体拘束から早期に解放することも大きな課題です。

平成26年6月14日の朝日新聞（夕刊）で、近

時、さいたま地裁の勾留請求の却下率が全国平均を大きく上回っている（月によっては10%以上の却下率）という報道がありました。平成26年11月17日の最高裁第一小法廷決定は、勾留請求を却下した原々審の決定を取り消した準抗告審の決定を取り消して、原々審の判断を支持する決定を出しました（最高裁のHPで検索すれば決定文を見ることができます。）。同じ第一小法廷は、翌18日にも保釈を許可した原々決定を取り消した準抗告審の決定を取り消して、原々決定を支持する決定を出し、身体拘束に関して立て続けに積極的な判断を示しています。

本来あるべき判断をしているだけなのかもしれないませんが、過去の傾向と比べてみれば望ましい方向でしょう。

捜査段階における勾留の判断には、捜査が進行中であるので不確定要素が多くある中で、犯罪の嫌疑や勾留の理由・必要性の存在を争わなければなりません。罪証隠滅を疑うに足りる相当の理由の程度、逃亡すると疑うに足りる相当の理由の程度、身体拘束によって被疑者に生じる不利益の大きさをよく吟味して、いろいろな資料で疎明していく必要があります。

勾留阻止を目標にした場合、まさに短期決戦です。接見で話を聞いて、勾留の要件を満たさないはずだ、おかしい、と思ったら、勾留の理由・必要性を否定できるような事情を丁寧に聞き取り、裏付け資料をできる限り集めて勾留阻止を目指して頑張りましょう。

4 社会復帰支援のツール

被疑事実に争いがなさそうな場合には、起訴を回避することが目標になることも多いと思います。

ただ、接見をしていると、意思疎通が難しいと感じる方もいます。このような方は、特に周りから孤立している状況になりがちです。

被疑者からいろいろな話を聞き取りながら原因にあたりを付けていくことは、取調べの対応を検討したり、今後の社会復帰後の更生の在り方を考えるためにも必要になります。

何かしらの障害の疑いがあれば、その障害に対応した特性に気付く必要があります。信頼関係を築きながら、ヒントとなる事情を聞き出していくことは難しいことですが、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある事件では、先に述べたとおり、検察官の取調べだけでなく、警察官の取調べも録画される可能性があります。アドバイスの内容も変わりますし、より丁寧にアドバイスする必要があります。

また、弁護士や周囲の家族だけの力では支えることが難しい状況であることも想定できますので、福祉との連携など専門的な知見が必要になることもあります。

弁護士会でも社会福祉士との連携を深めています。東京地検には、社会福祉士が非常勤職員として勤務している「社会復帰支援室」があり（最近では立川支部にも分室ができたようです。）、高齢や障害などの理由により社会復帰に困難が予想される事件の場合、支援制度や支援策について検察官が相談できる体制ができています。ホームレスの被疑者・被告人の社会復帰支援の相談も多いようです。

弁護人が直接使えるツールではありませんが、このような方の社会復帰の方策を考える場合には、検察官と交渉する際に頭の中に入れておくとういと思えます。

過去に弁護した方から、数年たって警察を通じて面会に来てほしいという連絡がきたので面会に行き、同じことをまた繰り返してしまったという話を聞くと、自分の力のなさを感じてしまうこともあります。このようなことを防ぐために活用できる社会資源はいろいろとあるはずですので、連携の中で社会復帰に向けて支援するという視点を持つとよいのではないのでしょうか。

5 終わりに

刑事弁護を取り巻く環境はめまぐるしく変わっています。

制度や運用の変化にアンテナを張りながら、熱意ある弁護活動をしていきましょう。 ■

裁判員裁判における刑事弁護の実情と課題



中野 大仁 (60期)

●Daito Nakano
当会会員

〈略歴〉
平成24年～25年
日弁連刑事弁護センター委員
平成24年～現在
当会業務支援室嘱託(裁判員裁判)
平成26年～現在
日弁連裁判員本部幹事

1 はじめに

国選で受任せずとも、依頼者から裁判員裁判対象事件の弁護を頼まれるということは、弁護士であれば誰でもあり得ることです。そのとき、従来の裁判官裁判と同じようなスタンスで裁判員裁判に臨むべきでしょうか。

裁判官裁判であれば、多少分かりにくい尋問や弁論をしても、裁判官がどうにか理解してくれるだろうというスタンスが通用したかもしれません。また、通用していなくとも、弁護人の法廷活動に問題があったという評価を直接突きつけられることはありませんでした。

しかし、裁判員裁判における裁判員は違います。裁判員は厳しい目で弁護人を見ています。法廷で冒頭陳述をし、尋問をし、弁論をし、それで分かってもらえなければそれまでです。そして、「あの弁護人は何を言っているのか分からなかった。」等と法廷活動に対する評価をし、それが反省会やアンケートで弁護人に伝わる仕組みになっています。

このような裁判員裁判に対処するためにはどうすればいいのでしょうか。実情と言っては大げさかもしれませんが、現在の裁判員裁判における裁判所の運用（それが正しいかどうかはともかく）、そして今後の課題について少しお話ししたいと思います。

2 裁判員裁判の実情

1 人証化

従来の裁判官裁判においては、検察官請求の調書に同意した場合には、証拠採用され調書の朗読により裁判官が心証を採りました。弁護人としては、調書に記載された内容については尋問・質問をする必要がなく、ある意味楽であったとも言えます。

しかし、裁判員裁判においては、否認事件のみならず自白事件においても、その事件で重要な事実、ポイントとなる事実については、原則として証人尋問を行い、また、被告人質問については調書採否に先行して行うという運用がなされています（もちろん、性犯罪の被害者等の場合には配慮がなされる場合があります。）。

つまり、たとえ弁護人が調書に同意しようとも原則証人尋問や被告人質問が行われることとなります。その場に被告人がいるのだから書面の朗読ではなく被告人自身に供述してもらい、また、証人についても直接法廷で語ってもらうことにより生き生きとした心証を採る。このように公判中心主義・直接主義という弁護人が望んでいた状況になってきている反面、弁護人の責務もまた重くなっています。裁判員に対してきちんと分かりやすい尋問・質問をすることが要求されるようになっているのです。

しかも、最近では人証化の流れは裁判員裁判のみに留まるものではありません。東京地裁においては、裁判官裁判においても被告人質問先行で行う裁判体が出てきています。証人については、必ず在廷している被告人とは異なりますので、現時点ではそのような扱いはされていないようですが、今後、裁判員裁判、裁判官裁判を問わずに、人証を重視する方向に流れていくのではないかと私個人としては

考えています。その意味で、尋問・質問のスキル習得は、裁判員裁判対象事件の弁護を受任しないという弁護士にも要求されるようになってきていると言えるのではないのでしょうか。

2 量刑の考え方

従前の裁判官裁判において、弁護人が最終弁論で情状面の主張をする際、被告人に有利な事実を総括的に挙げ、だから執行猶予を付けてほしい等の結論を述べるという方法を行うケースが多かったように思われます。

しかし、裁判所が『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』（司法研修所編、法曹会）を公表してから、その量刑に対する考え方は大きく進歩しているように見えます。裁判所はこのような量刑の考え方に基づいた評議の在り方を、過去2回の模擬評議で弁護人に示し、また何度も裁判官を招聘した研修において弁護人に対して説明をしてきました。今年も模擬評議を開催する予定であり、量刑の考え方についての検討は今後も続いていくと思われます。

裁判所のこの量刑の考え方は行為責任を重視しており、これに基づいた量刑評議の流れの概略は以下のとおりです。まず、構成要件に定められた法定刑は幅が広いため、その事例がどのような社会的類型かを考えます。次にその社会的類型の量刑傾向（これは裁判所の量刑データベースで調べることができます。）の中で、重要な犯情に照らして量刑の枠を絞ります。最後に、その枠の中で一般情状を考慮してピンポイントの刑を決めます。

評議ではこのような流れで量刑を考えていくのですから、弁護人としてもそれに沿った形で情状面の主張を行うのが効果的です。

そして、このような量刑の考え方の根本は、従来から裁判所が採ってきた枠組みに基づいたものであると考えられます（『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』（司法研修所編、法曹会）6頁参照。）。とするならば、裁判官裁判においてもこのような考え方は有用であり、これを意識して情状について弁論を

行うことが有効と言えるでしょう（量刑データベースが裁判員非対象事件では用意されていないという問題はありますが。）。その意味で、刑事弁護を行うにあたっては、裁判官裁判においても、弁護人は裁判所の量刑の考え方を習得し、それに基づいて弁論を行うことが望ましいと言えます。

3 冒頭陳述

裁判官裁判においては、公判前整理手続を経ていない限り弁護人が冒頭陳述を行うことは原則ありませんでした。そのため、弁護人の冒頭陳述において、そもそもどのようなことを述べるべきなのかという疑問を持たれる方もいると思います。しかし、裁判員裁判では弁護人の冒頭陳述は必要的ですし、私見では弁護人の訴訟活動のうち最もインパクトを持つのが冒頭陳述です。我々弁護人は冒頭陳述の作法・技術を確実に習得しておかなければなりません。

この冒頭陳述について、裁判所からは裁判員に対する道しるべ、ロードマップを示すものであり、なるべく簡潔にするようにとの指摘がなされています。

ケースによっては例外もあるでしょうが、原則として長い冒頭陳述は避けるべきであり、その点の裁判所の指摘は正しいと思います。検察官によっては否認事件でも5分程度で冒頭陳述を行う場合があります。そうであるにもかかわらず、弁護人が詳細な事実に触れ、長時間の冒頭陳述を行えば、どうなるでしょうか。裁判員からは「弁護人が言っているこんな細かいことまで理解しなければいけないのか。」と思われ、その意識を散漫にさせてしまうでしょう。何より、本当に弁護人が伝えたいことが、不必要な情報に埋もれ、伝わらなくなってしまいます。

また、道しるべ、ロードマップという機能が冒頭陳述にあるという指摘もそのとおりだと思います。その事件の争点は何か、その点を判断するためにどのような証拠調べがなされるのかを、裁判員に示すことは、弁護側の

言い分を証拠調べを通じて理解・納得してもらうためにも重要です。

しかし、冒頭陳述の「事実認定者にイメージを与える」、誤解をおそれずに言えば「弁護側の事件の見方に沿った先入観を裁判員に与える」という機能については、裁判所や検察庁と弁護士会の見解が分かれているという印象を受けます。前述したように、私が最もインパクトを持つ弁護人の訴訟活動が冒頭陳述であると考えるのは、冒頭陳述がこの機能を有しているためです。けれど、この機能が働いていない、イメージを与えるという効果はないという意見を聞くことがあります。しかし、それは単にプレイヤーとしての技術が足りていないためであり、冒頭陳述にそのような機能がないというのは間違いだと思います。我々としては、冒頭陳述の「事実認定者にイメージを与える」という機能を切り捨てて別の方向を模索するのではなく、このような機能を果たすためにはどうすべきかを考えていくべきです。

弁護士がこれまで不慣れであった冒頭陳述を活用して、これらの機能を最大限に発揮するために、我々弁護士は研鑽を積んでいく必要があります。

4 裁判員アンケートと反省会

冒頭でも述べましたが、裁判員裁判においては、裁判員が弁護人の法廷活動に対して評価をします。裁判所は、裁判員裁判判決後に、裁判員のアンケートを弁護士会に交付する扱いとなっています。

このアンケートには、弁護人の法廷での説明や証拠調べが分かりやすかったか分かりにくかったか、話し方に問題が無かったか、説明が詳しすぎなかったか等について記載されています。

当会では、このアンケートの写しが、弁護士会から担当弁護人に送付される仕組みとなっています（但し、誓約書等の提出が必要です）。よって、弁護人は他者から自分の法廷活動の評価をされ、しかもそれに直面しなけ

ればならないこととなります。

さらに、裁判員裁判公判が終了した後、私選を含め全件で裁判官・検察官・弁護人による反省会が行われています。ここでは、裁判員アンケートでの裁判員からの指摘に加え、裁判官からも弁護人の法廷活動について意見が述べられます。

これまで、このように弁護人の法廷活動に評価が直接加えられる仕組みはありませんでした。その結果、事件を「やりっぱなし」で済んでいたかもしれません。しかし、裁判員裁判においてはこのような評価が下されることも意識しつつ、弁護人は訴訟活動をしていかなければなりません。

3 裁判員裁判の課題

このように、裁判員裁判対象事件を受任するにあたっては、特有の技術・知識が必要となっています。そしてこのような技術・知識の一部は、上述した人証化や量刑の考え方のように裁判官裁判においても必要とされるようになってきています。

しかし、弁護人の中には未だに従来の手持ちのやり方と知識で対処しようとする方もいらっしゃるようです。検察庁は組織的に方法論を研究し、確実にスキルを伸ばしています。これに対抗するため、そして何より、依頼者の利益を守るためにも、弁護士も研鑽を積み、確実なスキルを身につける必要があります。

なるべく多くの弁護士に裁判員裁判に対応する技術を身につけてもらいその裾野を広げつつ、裁判員裁判を専門に扱う弁護士の育成を図る。一見両立が難しいと思われる2つの要請を充たすことがこれからの弁護士会の課題であると私は考えています。

このような課題に対処するため、当会裁判員センターでは裁判員裁判に限らず刑事弁護全般に役立つ研修を充実させています。①模擬接見をし、接見技術を学ぶ捜査弁護研修から始まり、②起案提出して指摘を受ける公判前整理手続研修、③冒頭陳述から尋問、弁論

をペーパーレスで実演する法廷弁護技術基礎研修（1日プログラム）と法廷弁護技術発展研修（2日プログラム）、④量刑の考え方を学ぶ起案提出型の情状弁護研修、⑤ケースセオリーを立て反対尋問で何を聞くかを学ぶケースセオリー・反対尋問研修等の様々な研修を一年を通じて行っています。

また、相応しい知識と技術を備えた方に事件を受任してもらうべく、本年度から当会における裁判員裁判名簿（以下、S名簿）についてのルール等について大幅な変更をしました。

まず、裁判員裁判対象事件を国選で受任するためのS名簿の掲載要件を変更しました。すなわち、①4月1日から起算して過去1年以内に裁判員裁判対象事件の第一審の弁護を経験した者、②4月1日から起算して過去1年以内に本会の裁判員センターが指定する研修に参加した者、でなければS名簿に新規掲載できません。

また、従前からのS名簿搭載者も継続掲載するためには、前年度に、①裁判員裁判事件の第一審被告事件の弁護人を経験するか、②裁判員センターが継続掲載要件として認める研修を受講する必要があります。

さらに、複数選任を裁判所に申し出る際には、二人目の候補者について事前に当会に届け出て承認を得る必要があります、この承認にあたっては当該候補者がS名簿に掲載されている

必要があることになりました。

加えて、実際の事件配点についても、名簿登載者の研修受講状況や裁判員裁判事件受任状況を考慮して行われることになっています。

このようなルール変更も、前述した課題に対処するためのものと言えるでしょう。

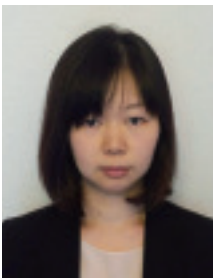
4 終わりに

いろいろ偉そうなことを書いてきましたが、では筆者がきちんと法廷活動を行っているのかと問われると自信がありません。しかし、裁判員裁判はこれから100年、200年と続いていくはずで、後世代の弁護士に「最初のころの弁護士たちがきちんと対処していなかったために、法廷技術が育ってこなかった。」と言われないように、これからも研鑽を積んでいこうという覚悟だけはあるつもりです。

当会会員の皆様には、是非研修を受講し、実際に裁判員裁判対象事件を受任していただければと思います。そして、せっかく裁判員裁判制度の黎明期に立ち会えたのですから、我が国の裁判員法廷における法廷活動の方向性を決めたのは自分たちなのだ、後世代の弁護士に胸を張って言えるような活躍をしていただければと願っております。

■

当番弁護・国選弁護



伊勢谷 早紀 (61期)

●Saki Iseya
当会会員

〈略歴〉
平成21年～現在
当会刑事弁護委員会委員
平成23年～現在
当会業務支援室嘱託(刑事弁護委員会)
平成25年～現在
日弁連刑事弁護センター委員

当番弁護・国選弁護活動に関して、とりわけ若手会員の皆さんにご注意いただきたい基

本的事項をいくつか紹介します。

1 当番弁護活動について

1 書式

当番弁護士マニュアルを参照される方が多いと思われませんが、書式等は当番弁護士マニュアルの発行後に変更される可能性もあるた

め、会員向け配布物や会員専用ホームページに掲載されている書式等も適宜目を通してください。

2 待機時間・待機場所

当番日の待機時間は、本庁管轄の場合は午前10時から午後5時30分まで、立川支部管轄の場合は午後2時から午後5時30分までです。当番日にやむを得ず待機場所を一時外れる場合や打合せ等により一時的に連絡がとれなくなる場合は、必ず刑弁センターに連絡し、刑弁センターから連絡があったときに速やかに折り返し連絡ができるように事務補助者への連絡の徹底や留守番電話設定等の対策をとってください。刑弁センターから配点の連絡ができなかった場合には、刑事弁護委員会から事情を伺うことがあります。

また、刑弁センターから連絡を受けたときに接見場所、事件の類型業務多忙等を理由に配点を断った場合、正当な理由のない配点の拒否として当番弁護士名簿からの抹消等の処分対象となる可能性がありますので、ご注意ください。なお、配点の際に他の弁護士へ配点してもらいたい旨を要望して配点を受けなかった場合も、当会刑事弁護委員会では配点の拒否として取扱っています。

当番弁護士は、本庁管轄の場合は当番当日中に接見することが原則です。当日中に接見ができない場合でも翌日までに接見してください。待機時間の終了間近に配点されたり、被疑者等が押送されたりしている場合は、夜間に接見しなければならないことも珍しくありませんので、待機時間以降も十分な接見活動ができるように予定を空けておいてください。

立川支部管轄の場合は、当番当日中または翌日午前中までに接見することが原則です。

3 受任義務

弁護士会は、被疑者・被告人等からの当番弁護士の派遣依頼を刑事訴訟法31条の2第2項

の私選弁護人の照会の申出として扱い、私選弁護人紹介制度を当番弁護士制度と複合的に運用しています。当番派遣された弁護士に当然に私選弁護人として受任すべき義務が生じるわけではありませんが、国選弁護、当番弁護士及び弁護人紹介に関する規則の平成26年の改正により、被疑者・被告人に対して弁護人紹介制度により弁護人選任ができることや刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添援助等の基準を満たす場合はその利用申込みができることを説明した上で、被疑者等から弁護人の選任申出があったときは、原則として受諾しなければならないとされました（同規則第33条）。選任申出に対して受諾を拒否できるのは、被疑者等から不当な弁護活動を強要されたときなどやむを得ない事情がある場合に限られますので、被疑者等からの選任申出を断る際はご注意ください。

4 切替手続等

被疑者国選対象事件について、勾留決定前に、当番弁護士が被疑者からの選任申出を受けて被疑者援助制度を利用して弁護人となった場合、勾留決定以降は被疑者援助制度を利用できず、接見をしても報酬が支払われません。そこで、勾留前被疑者援助制度を利用した弁護士は、被疑者が被疑者国選対象事件で勾留されたら、勾留後は速やかに、①検察庁へ辞任届を、②裁判所へ国選弁護人選任請求書・資力申告書、受付印のある辞任届の写し、国選弁護人の選任に関する要望書の写し（以上は3点セットと言われています。）を、③日本司法支援センターへ国選弁護人の選任に関する要望書を提出して、被疑者国選弁護人への切替手続をしてください。

私選弁護人として受任しなかった当番弁護士が被疑者国選弁護人への選任を希望する場合は、①裁判所へ国選弁護人選任請求書・資力申告書、国選弁護人の選任に関する要望書の写しを、②日本司法支援センターへ国選弁護人の選任に関する要望書を提出してください。なお、東京地方裁判所刑事14部では本年4

月より上記①を勾留質問当日の午前11時までに行うよう求めており、それまでに当番弁護士が上記①の手続を行わなければ、別の被疑者国選弁護人が選任されるおそれがあるので、選任要望の時期が遅れて被疑者に不利益が生じることはないようご注意ください。

2 国選弁護活動について

1 指名打診後の接見

国選弁護人としての権利義務は、裁判所から国選弁護人の選任命令を受けて生じますが、日本司法支援センターからの指名打診後は弁護人となろうとする者として被疑者・被告人と接見できます。特に被疑者国選事件では、勾留期間内に十分な弁護活動を行わなければならない、速やかに被疑者と接見することが肝要であるため（国選弁護、当番弁護士及び弁護人紹介に関する規則第7条第1号、国選弁護人の遵守すべき事項に関する規則第3条、第11条）、被疑者国選弁護人推薦名簿に基づく待機制度がとられています。当番弁護制度と同様、当日中やむを得ない場合でも翌日までに被疑者と接見してください。

なお、被疑者国選弁護人への選任に先立ち、当番弁護士として出動したり、被疑者勾留前援助制度を利用した私選弁護人や同種前件の被疑者国選弁護人として活動していたりする場合には、手続の具体的状況に応じて速やかに接見をしてください。

2 第一審における弁護活動

第一審の被告人国選事件については、検察官請求予定証拠を検討し、速やかに被告人と接見または面会をして、弁護方針について協議し、被告人の意思を確認する必要があります（国選弁護、当番弁護士及び弁護人紹介に関する規則第7条第1号、第2号）。通常、第一回公判期日の1週間前までに裁判所や検察庁への審理予定の連絡等を行うことから、遅くと

もそれまでには検察官請求予定証拠の検討および被告人との接見または面会を行うようにしてください。

また、東京拘置所に収監されている被告人についてはテレビ電話による外部交通ができますが、テレビ電話による外部交通には通信時間の制限をはじめとする様々な制限があり、事件に関する事情聴取や打合せを行うのには限界があります。テレビ電話による外部交通は、事務的な連絡や弁護人が東京拘置所へは接見に行けないときに簡単な連絡をとる手段として有益ですが、秘密交通権が保障された接見とは性質が異なりますので、被告人の意思確認は接見で行うことを基本とし、接見に全く行かずに外部交通だけで済ませることはしないでください。

3 上訴審における弁護活動

上訴審では、速やかに原審記録を検討し、被告人と接見または面会をして（国選弁護、当番弁護士及び弁護人紹介に関する規則第7条第1号、第2号）、弁護方針について協議し、被告人の意思を確認した上で、控訴趣意書や上告趣意書を作成する必要があります。

被告人が東京拘置所に収監されている場合、控訴審・上告審ともに被告人と接見する必要があります（国選弁護人の遵守すべき事項に関する規則第11条第2項第6号、第7号）。

上告審では被告人が東京拘置所に収監されるとは限らないので、被告人が遠方に居住または収監されている場合といった被告人との接見または面会が困難な場合は、手紙や電話などのほかの通信手段により被告人の意思を確認することが認められています（同条項第7号）、たとえ法律審である上告審であっても、被告人が東京拘置所に収監されている場合には、被告人との接見が困難な場合にはあたらぬので、必ず被告人と接見してください。

被告人の意思確認は、原審証拠を検討した上で、趣意書提出期限には必ず間に合うように時間的余裕をもって行ってください。

4 刑事弁護委員会への国選弁護事件終了時の報告提出

会員の皆さんには、国選弁護事件の終了後、速やかに刑事弁護委員会へ報告する義務があります（国選弁護、当番弁護士及び弁護人紹介に関する規則第7条第3号、第4号）。具体的には、①被疑者国選弁護事件の場合はテラスへ提出した国選弁護報告書を、②被告人国選事件の第一審事件の場合は、起訴状の写し、弁論要旨（弁論要旨を作成していない場合は弁論の内容を記載した書面）、日本司法支援センターに提出した国選弁護報告書の写し、刑事弁護委員会が定める被告人国選弁護報告書を、③被告人国選事件の上訴審の場合は、控訴趣意書または上告趣意書（検察官上訴事件では答弁書）の写し、日本司法支援センターに提出した国選弁護報告書の写し、刑事弁護委員会が定める国選弁護報告書を提出していただきます。提出方法としては持参、郵送または

ファクシミリ通信の方法があります。日本司法支援センターへの終了報告をする際、併せて刑事弁護委員会への報告も行うようにすると、書面を作成する手間が少なくなると思います。

また、刑事弁護委員会が定める国選弁護報告書には、記録閲覧・謄写の時期、被告人と接見または面会をした日等を記載する箇所があり、日付の記載がなかったり、不明確だった場合には刑事弁護委員会から直接お尋ねすることがあります。被告人国選事件では、被疑者国選弁護事件と異なり日本司法支援センターの接見の疎明資料はありませんので、接見または面会日が分かるように手控えを作成し、その他の通信手段により被告人と連絡をとった日が分かるように手紙等の通信記録をとっておくと、刑事弁護委員会が定める国選弁護報告書を作成するときに役立ちますので、ぜひ行ってください。

■

不動産査定 任意売却

不動産査定

- 首都圏を中心に無料に対応
- 裁判所に提出する査定書の作成

任意売却

- 抵当権者との交渉
- 居住者の転居

その他、すべて
お任せください!

※任意売却以外でも相続に伴う不動産の売却等、なんでもお気軽にご相談ください。

住まい選びの、プロフェッショナル



センチュリー21サンキュー産業



0120-21-8668

■宅建業 / 東京都知事免許(6)第62040号 ■(社)全日本不動産協会会員 ■(社)不動産保証協会会員
センチュリー21加盟店サンキュー産業株式会社
〒143-0023 東京都大田区山王2-3-15 山王MDビルディング TEL.03-5718-6600 FAX.03-5718-6601

担当 / 川北

<http://www.c21sankyu.co.jp>
kawakita@c21sankyu.co.jp